

くにたち
市議会

No.458

令和7年 9月

令和7年 10月

令和7年 11月

国立市議会事務局

目 次

市議会日誌（9月・10月・11月）	2
議会の動き	4
会派代表者会議	4
議会運営委員会	5
令和7年国立市議会第3回定例会の付議事件と審議結果	6
広報委員会	9
建設環境委員会行政視察報告	10
福祉保険委員会行政視察報告	18
自由民主党会派視察報告	24
議長会の動き	33
関東市議会議長会第1回理事会	33
東京都市議会議長会定例総会	33
協議会の動き	35
三多摩上下水及び道路建設促進協議会第3委員会	35
資 料	36
令和7年8月分例月出納検査結果報告書	36
令和7年9月分例月出納検査結果報告書	40
令和7年10月分例月出納検査等結果報告書	42
令和7年度第2回定期監査報告書	46
9月・10月・11月新着図書・資料の紹介	51

市 議 会 日 誌

9 月

2 日 (火)	午前	10:00	令和 7 年国立市議会第 3 回定例会本会議 (2 日目)
3 日 (水)	午前	10:00	令和 7 年国立市議会第 3 回定例会本会議 (3 日目)
4 日 (木)	午前	10:00	令和 7 年国立市議会第 3 回定例会本会議 (4 日目)
5 日 (金)	午前	10:00	令和 7 年国立市議会第 3 回定例会本会議 (5 日目)
	午後	4:55	会派代表者会議
8 日 (月)	午前	11:00	広報委員会
9 日 (火)	午前	10:00	総務文教委員会
10 日 (水)	午前	10:00	建設環境委員会
11 日 (木)	午前	10:00	福祉保険委員会
17 日 (水)	午前	10:00	議会運営委員会
19 日 (金)	午前	10:00	令和 7 年国立市議会第 3 回定例会最終本会議
22 日 (月)	午後	1:30	広報委員会

10 月

2 日 (木)	午前	10:00	決算特別委員会
3 日 (金)	午前	10:00	決算特別委員会
6 日 (月)	午前	10:00	決算特別委員会
7 日 (火)	午前	10:00	決算特別委員会
9 日 (木) ~ 10 日 (金)			全国都市問題会議が栃木県宇都宮市で開かれ、遠藤議長が出席
10 日 (金)	午後	1:30	新潟県柏崎市議会議員が行政視察に来庁
	午後	1:30	広報委員会
14 日 (火) ~ 15 日 (水)			建設環境委員会が長野県長野市、富山県高岡市を行政視察
15 日 (水)	午後	3:30	関東市議会議長会第 1 回理事会が神奈川県平塚市で開かれ、遠藤議長が出席
21 日 (火)	午前	9:00	議会運営委員会
	午後	1:00	第 36 回東京都道路整備事業推進大会が砂防会館で開かれ、遠藤議長、藤田建設環境委員長、山口建設環境副委員長が出席
	午後	2:00	福岡県筑紫野市議会議員が行政視察に来庁
22 日 (水)	午前	10:00	兵庫県西宮市議会議員が行政視察に来庁
22 日 (水) ~ 23 日 (木)			多摩川衛生組合議会議員が宮城県岩沼市及び仙台市を行政視察、青木健議員、大谷議員、関口議員、青木(淳)が出席
23 日 (木) ~ 24 日 (金)			福祉保険委員会が福岡県北九州市を行政視察
26 日 (日)	午前	10:00	調布市市制施行 70 周年記念式典が調布市文化会館たづくりくすのきホールで開かれ、遠藤議長が出席
	午後	5:00	東京都特別区・市・町村議会議長会友好代表団「結団式」がヴィラフォンテーヌプレミアム羽田空港 4 階バンケットルームで開かれ、遠藤議長が出席
27 日 (月) ~ 31 日 (金)			東京都特別区・市・町村議会議長会友好代表団が東京・北京都市連携の一環として友好交流を促進するため、遠藤議長が中国北京市を訪問

10 月

27 日 (月) 午後	1:30	令和7年第2回東京たま広域資源循環組合議会が東京自治会館で開かれ、山口議員が出席
28 日 (火) 午後	2:00	多摩川衛生組合構成市議会運営委員会(会派代表者会議)が多摩川衛生組合で開かれ、青木健議員が出席
29 日 (水) 午後	2:00	三多摩上下水及び道路建設促進協議会第3委員会が東京自治会館で開かれ、大谷議員が出席
30 日 (木) 午後	1:30	第1回子ども議会実行委員会開催

11 月

4 日 (火) 午後	1:30	会派代表者会議	
5 日 (水) ~ 7日(金)		会派自由民主党が愛媛県松山市、新居浜市、伊予市を会派視察	
6 日 (木) 午後	1:30	愛知県豊川市議会議員が行政視察に来庁	
	午後	2:00	東京たま広域資源循環組合議会が館クリーンセンターを行政視察、山口議員が出席
8 日 (土) ~ 9日(日)		国立市議会意見交換会in農業まつりが国立市役所市民ロビーで開催	
11 日 (火) 午後	2:00	令和7年第2回多摩川衛生組合議会定例会及び全員協議会が多摩川衛生組合で開かれ、青木(健)議員、大谷議員、関口議員、青木(淳)議員が出席	
13 日 (木) 午前	10:00	国立市都市計画審議会が委員会室で開かれ、高柳議員、大谷議員、関口議員、香西議員、藤江議員が出席	
	午後	1:30	第2回子ども議会実行委員会開催
15 日 (土) 午前	10:00	国立市子ども議会開催	
18 日 (火) 午前	10:00	議会運営委員会	
21 日 (金) 午後	3:00	東京都市議会議長会定例総会が東京自治会館で開かれ、遠藤議長が出席	
25 日 (火) 午後	4:00	立川・昭島・国立聖苑組合議会が立川市役所で開かれ、石井(伸)議員、住友議員が出席	
26 日 (水) 午前	10:00	議会運営委員会	
28 日 (金) 午後	1:40	東京都後期高齢者医療広域連合議会全員協議会及び第2回定例会が東京区政会館で開かれ、石井(伸)議員が出席	

議 会 の 動 き

会 派 代 表 者 会 議

1. 日 時 9月5日（金） 午後4時55分
2. 場 所 議会応接室
3. 議 題 (1) 国立市議会傍聴規則の一部改正について
 (2) 国立市子ども議会について
 ※ 議会資料の電子化について
-

1. 日 時 11月4日（火） 午後1時30分
2. 場 所 議会応接室
3. 議 題 (1) 令和7年度予算(議会費)の補正について
 (2) 新年度予算(議会費)について
 (3) 令和8年定例会の日程について
 (4) 本会議場説明員の席次について
 (5) 国立市議会、議会資料の電子化について
 (6) 国立市議会先例集の改正について
 (7) 軽装勤務通年化について
-

議会運営委員会

1. 日 時 9月17日(水) 午前10時00分
2. 場 所 委員会室
3. 議 題 (1) 最終本会議の議事運営について
(2) 決算特別委員会の議事運営について
(3) 懸案事項について
(4) 議長の諮問事項について
-

1. 日 時 10月21日(火) 午前9時00分
2. 場 所 委員会室
3. 議 題 (1) 議長の試問事項について
(2) 懸案事項について
(3) 議会基本条例の点検について
(4) 議会資料の電子化に係る先例の改正について
-

1. 日 時 11月18日(火) 午前10時00分
2. 場 所 委員会室
3. 議 題 (1) 議長の試問事項について
(2) 懸案事項について
(3) 議会基本条例の点検について
-

1. 日 時 11月26日(水) 午前10時00分
2. 場 所 委員会室
3. 議 題 (1) 第4回定例会の議事運営について
(2) 令和8年定例会の日程について
(3) 懸案事項について
(4) 議会基本条例の点検について
-

令和7年第3回定例会の付議事件と審議結果

令和7年第3回定例会は8月29日(金)から9月19日(金)までの会期22日間で開かれ、その審議結果は次のとおりです。

議案 番号	件 名	委 員 会			本会議	
			審査月日	審査結果	議決月日	議決結果
5 1	国立第二小学校屋内運動場等改築工事 (機械設備工事) 請負契約の締結について	総文	9月9日	原案可決	9月19日	原案可決
5 2	国立第五小学校校舎非構造部材耐震化 対策等工事(建築工事) 請負変更契約 の締結について	〃	〃	〃	〃	〃
5 3	旧本田家住宅等復原工事請負変更契約 の締結について	〃	〃	〃	〃	〃
5 4	国立市特別職の指定等に関する条例案	〃	〃	〃	〃	〃
5 5	国立市特別職の指定等に関する条例の 施行に伴う関係条例の整備に関する条 例案	〃	〃	〃	〃	〃
5 6	国立市行政手続における特定の個人を 識別するための番号の利用等に関する 法律に基づく個人番号の利用及び特定 個人情報提供に関する条例の一部を 改正する条例案	〃	〃	〃	〃	〃
5 7	国立市手数料徴収条例の一部を改正す る条例案	〃	〃	〃	〃	〃
5 8	国立市こどもの医療費の助成に関する 条例の一部を改正する条例案	福保	9月11日	〃	〃	〃
5 9	国立市ひとり親家庭等の医療費の助成 に関する条例の一部を改正する条例案	〃	〃	〃	〃	〃
6 0	令和7年度国立市一般会計補正予算 (第3号)案	総文	9月9日	〃	〃	〃
		建環	9月10日	〃		
		福保	9月11日	〃		
6 1	令和7年度国立市一般会計補正予算 (第4号)案	総文	9月9日	〃	〃	〃
6 2	令和7年度国立市介護保険特別会計補 正予算(第1号)案	福保	9月11日	〃	〃	〃
6 3	職員の勤務時間、休日、休暇等に関す る条例の一部を改正する条例案	総文	9月9日	〃	〃	〃
6 4	国立市職員の育児休業等に関する条例 の一部を改正する条例案	〃	〃	〃	〃	〃
6 6	まちづくり政策監任命の同意について	—	—	—	〃	同 意

陳 16	陥没穴工事後 2 カ月後に同一場所に陥没穴手抜工事業者に、国立市役所が税金 30 万円を支払ったに関する陳情	建環	9 月 10 日	不採択	9 月 19 日	不採択
陳 22	国立市議会は濱崎市長に対して、濱崎市長が 2025 年第一回定例会会期中の議場で、「国立市人権を尊重し多様性を認め合う平和なまちづくり基本条例」第 3 条 2 項で禁じられている「暴力的な言動」を行ったことについて謝罪するように求める事に関する陳情	総文	9 月 9 日	〃	〃	〃

1. 人事案件について

(1) まちづくり政策監任命の同意について

無記名投票の結果、同意と決定した。(橋 本 祐 幸)

投票用紙配付枚数	20 枚
投票総数	20 票
同意	18 票
不同意	2 票 (うち白票 0 票)

2. その他

(1) 発言の取消しについて

9 月 5 日 (金) の本会議において、中川貴大議員より口頭で、同日の本会議の発言について、一部発言取消しの申出があり、議長がこれを同日の本会議に諮り、異議なく許可した。

(2) 決算特別委員会の設置及び正副委員長の選任について

9 月 19 日 (金) の本会議において、令和 6 年度国立市一般会計歳入歳出決算外 4 件の決算認定及び令和 6 年度国立市下水道事業利益剰余金の処分についての議案が上程され、副市長から提案説明を受けた。

その後、議長及び監査委員を除いて構成する決算特別委員会の設置が議決された。

また、議長において委員長に古濱薫議員、副委員長に石井伸之議員を指名し、諮り、選任した。

(3) 認定及び議案の継続審査について

9 月 19 日 (金) の本会議において上程された次の 6 件について、決算特別委員会に付託し、閉会中の継続審査とすることを諮り、決定した。

番 号	件 名
認定第 1 号	令和 6 年度国立市一般会計歳入歳出決算
認定第 2 号	令和 6 年度国立市国民健康保険特別会計歳入歳出決算
認定第 3 号	令和 6 年度国立市介護保険特別会計歳入歳出決算
認定第 4 号	令和 6 年度国立市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
認定第 5 号	令和 6 年度国立市下水道事業会計決算
第 6 5 号議案	令和 6 年度国立市下水道事業利益剰余金の処分について

(4) 報告第 6 号 健全化判断比率等について

9 月 19 日 (金) の本会議において、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び第 2 2 条第 1 項の規定により報告を受けた。

(5) 報告第 7 号 債権の放棄について

9 月 19 日 (金) の本会議において、国立市債権管理条例第 18 条第 2 項の規定により報

告を受けた。

○各常任委員会での報告事項

(1) 総務文教委員会

- ・「国立市総合オンブズマン令和6年度年次報告書」について
- ・国立市第5期基本構想第3次基本計画の策定状況について
- ・「国立市行財政改革プラン2027」の見直しに係る検討状況について
- ・国立市公共施設保全計画の改定について
- ・令和6年度国立市教育委員会活動の点検・評価報告書について

(2) 建設環境委員会

- ・国立市雨水管理総合計画(素案)について
- ・国立駅南口駅前広場基本設計(案)について

(3) 福祉保険委員会

- ・指定管理者の指定に係る検討状況について
- ・国立市国民健康保険税率等改定計画(案)について
- ・令和6年度社会福祉法人くにたち子どもの夢・未来事業団の事業報告について
- ・子ども家庭センターの機能設置について

広 報 委 員 会

1. 日 時 9月8日(月) 午前11時00分
 2. 場 所 委員会室
 3. 議 題 (1) 議会だよりNo.276号の記事の訂正について
-

1. 日 時 9月22日(月) 午後1時30分
 2. 場 所 委員会室
 3. 議 題 (1) 議会だよりNo.277号の編集内容確認について
-

1. 日 時 10月10日(金) 午後1時30分
 2. 場 所 委員会室
 3. 議 題 (1) 議会だよりNo.277号の初校確認について
-

建設環境委員会 行政視察報告

令和7年10月21日
建設環境委員長 藤田貴裕
副委員長 山口智之

1. 日時 令和7年10月14日（火）～15日（水）

2. 視察先及び視察内容

- (1) 10月14日（火）長野県長野市：
長野中央通り歩行者優先道路化事業について
- (2) 10月15日（水）富山県高岡市：
1 イオン株式会社との包括連携協定について
2 高岡おとぎの森公園官民連携事業について
3 脱炭素先行地域の取り組みについて

3. 参加者

委員長 藤田 貴裕
副委員長 山口 智之
委員 関口 博 青木 健 小川 宏美 大谷 俊樹 矢部 新
随 行 大倉 崇則

●10月14日（火）長野市中央通り歩行者優先道路化事業について

接 遇 者	議会事務局	次 長	竹内 徹氏
	議会事務局総務議事調査課	係 長	伊藤 敏明氏
	都市整備部都市計画課	主 幹	古澤 潤氏
	〃	課長補佐	長谷川 英雄氏
	〃	係 長	亀井 欣一郎氏
	〃	係 長	中澤 大輔氏
	〃	技 師	依田 拓巳氏

(1) 視察の目的

車道の幅員を減じて、歩道拡幅を成し遂げた経緯や事業成果を実際に見聞き、国立市でも懸案となっている甲州街道の歩道拡幅の参考としたい。

(2) 視察の概要

長野市 人口 360,302人 166,066世帯 面積 834.85km²
長野県の県庁所在地

(3) 視察の流れ

議会事務局次長の竹内氏よりあいさつを受けた後、藤田委員長の挨拶後に都市整備部都市計画課の古澤氏より座学での説明を受けた。その後、現地へ移動し中央通りの見学を行った。

(4) 調査事項

中央通りは、長野駅善光寺口正面から伸びる末広通りから末広町交差点で分かれ、善光寺まではほぼ一直線につながり長野市街地の目抜き通り。

今から 1,400 年前に創建され、長野市のみならず長野県のシンボリックな存在の善光寺。多くの観光客を集めているが、長野駅から距離もあり本堂の裏に大きな駐車場もあることから、参道である中央通りを車で通過してしまうため、人通りが減少し、沿道の商店も寂れてしまっていた。更に長野オリンピック開催後に大型店舗が撤収し、追い打ちをかけた。

危機感を共有した市行政と店主が人通りを戻すため、歩行者優先道路化事業を推進し、まずは大門交差点から新田町交差点までの 700m の区間を車道部 3m 減幅して、歩道を 1.5m 拡幅した。

① 事業の経過

- ・昭和 54 年：総合都市交通施設整備事業基本計画において、中央通りを歩行者優先道路に位置付ける。
- ・平成 14 年：長野オリンピック以後、観光客等が減少し、店主有志が活性化に向けて「中央通り活用検討勉強会」を発足。
- ・平成 15 年：中央通りの一部(新田町交差点から善光寺交差点)が県道から市道に移管。
- ・平成 16 年～20 年：歩行者優先道路の社会実験を実施。
- ・平成 20 年：事業推進について沿道の商店会から合意を得る。
- ・平成 22 年：整備計画策定
- ・平成 23 年：第一期計画区間(新田町交差点から大門町交差点)の整備工事着手。
- ・平成 27 年：第一期計画区間の整備完了。

② 景 観

- ・表参道の景観に係るルール作りの為、「表参道景観研究会」を設置してガイドラインを策定し、善光寺表参道景観協定を締結。
- ・舗装の石畳化が行われ、また、規制標識や案内標識を撤去することにより、通りを見上げると善光寺まで一望できるようにした。

③ 財 源

- ・都市再生整備計画事業(旧まちづくり交付金)を活用
国費率 40%
- ・公共事業等債 充当率 90%

④ 評 価

市民の評価

- ・フラットで広い歩行空間やベンチ等の休憩施設の設置に高い評価を得ている。
- ・歩道が広がったことでイベントを開催しやすくなった。

行政の評価

- ・歩行者の満足度の向上

- ・地元の道路活用機運の高まり
- ・賑わいの創出

(5) 所 感 (目的の達成度、成果など)

長野市の中心部にあり、観光名所の善光寺へ直線に行ける中央通りの交通量抑制のためには、長野電鉄の地下化による並行道路の完成や県道から市道への移管や案内看板による他道路への誘導など、いくつかの条件や努力があった。

又、社会実験も5年間計7回実施し、沿道の商店や市民の理解向上の取り組みも欠かせないものだと実感した。

実際に現地を見て、「和」イメージしたベンチの設置や車道を石畳みにしたことで歴史を感じられる工夫を感じた。

一方で、石畳みがアスファルト舗装の10倍の費用が掛かり、維持管理費用も増大や車道が狭くなったことにより自転車の歩道への乗り入れが増えたことなど、新たな問題も発生していた。

しかしながら、国や県を巻き込みながら、市民・沿道商店の意見を十分に取り入れた事は、非常に参考になった。



長野市役所にて説明を受ける委員



長野中央通りにて

●10月15日(水)高岡市イオン株式会社との包括連携協定について、高岡おとぎの森公園官民連携事業について、脱炭素先行地域の取り組みについて

接遇者 高岡市議会議長		藪中 一夫氏
議会議務局議事調査課	主任	吉本 昌史氏
市長政策部チェンジ推進課	副課長	多嶋 俊輔氏
〃	主任	岩城 勇佑氏
都市創造部景観みどり課	係長	伊藤 悠貴氏
〃	主任	四津 章宏氏
生活環境文化部脱炭素推進課	課長	中川 正人氏
〃	主事	二塚 美南氏

(1) 視察の目的

行政のマンパワー不足、財政の制約、市民ニーズの複雑・多様化により、なんでも官が行政サービスを行うことは無理である。よって民間と多様な包括連携協定や公民連携を結んだ経緯、成果をうかがうことにした。

また、脱炭素社会の形成は不可欠のため、脱炭素×資源循環＝地域経済活性化と銘打ち、環境省の第4回脱炭素先行地域に選定された先進的な取り組みを視察することにした。

(2) 視察の概要

高岡市：人口16万3千人 面積209.58km²

世帯数 7万1191世帯 産業 銅器・漆器などの伝統産業、
アルミ・化学工業・パルプなどの製造業

(3) 視察の流れ

市議会議長藪中一夫氏よりあいさつを受けた後、市長政策部チェンジ推進課副課長の多嶋俊輔氏、都市創造部景観みどり課係長の伊藤悠貴氏、生活環境文化部課長の中川正人氏から説明を受けた。

(4) 調査事項

① イオン株式会社との包括連携協定について

高岡市では、令和5年3月20日にイオン株式会社と10項目からなる包内容は、包括連携協定を結んだ。その内容は、

1. ICカード等の電子決済の活用等による地域振興に関する事。
2. 地産地消・農商工連携の推進に関する事。
3. 観光・文化の振興に関する事。
4. 地域防災への協力に関する事。
5. 地域の安全・安心に関する事。
6. 健康増進・食育に関する事。
7. 高齢者・障がい者等の支援に関する事。
8. 子ども・青少年育成に関する事。
9. 環境対策、リサイクルに関する事。
10. その他地域の活性化及び市民サービスの向上に関する事。

である。そのうち、当委員会が所管する、1、2、3、9を調査した。

まず1である。

地元写真家・イナガキヤスト氏と連携して、高岡市はイオンのご当地WAONの、「高岡絶景WAON」を作った。これを消費者が使った場合、市内外在住を問わず、

売り上げの0.1%が市に寄付される。なお、寄付額は非公表、市内在住者の割合は統計を取っていないとのことである。

高岡市では10社と包括連携協定を結んでおり、いずれも行政から持ち掛けたものはない。すべて企業からの提案である。高岡市も、市民ニーズの複雑・多様化により、なんでも官が行政サービスを行うことは無理と判断し、企業とのパートナーシップを大事にしている。

ここで疑問に思うことは、多年にわたり経済都市として発展した高岡市が、イオンという大企業と包括連携協定を結ぶことに対して、地元経済界が反対しなかったかということである。高岡市の説明では、市民にとってイオンは昔からあるので、週末に遊びに行く感覚とのことであった。また、地元経済界からの意見は伺ったことはないが、反発はないとのことであった。一方、高岡市役所内部からは、中心市街地のことも一緒に考えなければいけないとの指摘が出された。

現在、イオンは協力的で、イオン発着でまちを歩くイベントなども行い、地域との連携に努めているとのことである。2については特段の説明はなかった。

3、9については、地図上に設定されたチェックポイントを時間内に巡りスポーツ体験や写真撮影をして得点を集める「ロゲイニング」の取り組み、イオン内の掲示板に市の広報を掲示したり、啓発活動の協力、フードドライブや絵本ドライブの取り組みの説明を聞いた。

② 高岡おとぎの森公園官民連携事業について

高岡おとぎの森公園は、平成8年10月の開設から四半世紀が経過し、施設老朽化、人口減少社会における持続可能な維持管理、多様なニーズへの対応など課題がある。そこで、利用者アンケートを通し、基本理念、基本テーマを策定し、あたらしい取り組みを行うことにした。それは、

- 1 遊具・休憩施設の充実
- 2 親水機能の強化
- 3 駐車場の拡大
- 4 屋外トイレの改修
- 5 飲食・子育て施設の導入
- 6 その他、老朽施設の更新、充実

である。そこで、令和7年4月に公募設置等管理制度（Park-PFI）を導入することにした。

公募の概要は以下のとおりである。

- ・ 飲食施設（必須）：民間事業者の独立採算制
- ・ 子ども向け施設：民間事業者の独立採算制
- ・ オープンテラス席のうち、対象施設利用者のみ利用部分
：民間事業者の独立採算制
- ・ オープンテラス席のうち、一般公園利用者も利用部分
：施設整備は民・市、管理運営は民、施設所有者は市
- ・ 花壇、園路、広場（必須）
：施設整備は民・市、管理運営は市、施設所有者は市
- ・ 駐輪場、看板、広告：民間事業者の独立採算制
- ・ 既存施設の撤去（必須）：解体は民、費用負担は市

供用開始までのスケジュールは、概ね一般的な PFI の経過をたどった。

市が、高岡おとぎの森公園魅力向上計画を策定し、コンサルタントに支援の委託をし、民間意向調査を実施し、民間企業へアンケートとヒアリングを行っている。

そして、市が事業スキームの検討・決定を行い、募集・選定資料の公表を行った。そして、プロポーザル公告をし、応募の受付をした。参加資格確認では、財務状況に該当しない法人が参加グループに含まれていたため、不調になり再公告をした。グループ内の事業者を入れ替えて応募した参加グループの資格審査を行い、問題なしと認められたため、プレゼンテーションに進み、公募設置等予定者を決定し、その計画を認定し、基本協定を結んだ。

参加グループは 1 者であった。グループ内で市内事業者が参加する場合は、点数が高くなる。PFI 期間は 20 年であるが、参加企業からは期間が長い方がよいと提案があった。

本 PFI 事業は年に 1 回、決算と事業報告が市に行われる。議会からは PFI 事業での実施に反対はなかった。

本 PFI 事業は、令和 5 年 2 月に計画が策定され、提案企業の認定は令和 6 年 3 月に行われている。工事が始まり供用開始は令和 7 年 4 月からであり、この事業のよしあし、今後については、市はまだ判断する状況でないとのことであった。

現段階のメリットとしては、既存施設の解体では、市が独自に行うより民が創意工夫をしたため、約 9.4% (約 517 万円) 財政負担を抑えることができた。このほか、市が管理するものにも、一部に事業者負担を導入している。

一方、デメリットとしては、事業者が利益を追求すれば、利用料の値上げや品質が下がるリスクがあること、事業主体が民間のため、市は運営に関してはコントロールしにくくなる点がある。

③ 脱炭素先行地域の取り組みについて

高岡市が脱炭素の取り組みを本格的に始めたのは、令和 4 年 4 月に、「高岡市カーボンニュートラル推進ロードマップ」の公表をしてからである。その年の 10 月には環境フォーラムを開催し、翌 2 月には環境省の「第 3 回脱炭素先行地域に応募した。残念ながら選定にはならなかったが、市は、「高岡市地球温暖化対策実行計画」を策定して、令和 5 年 8 月に、再び脱炭素先行地域に応募し、選定された。令和 6 年 1 月から取り組みを始めている。

脱炭素先行地域で解決に取り組む地域課題は、域内所得の向上と、中心市街地の賑わいの創出である。高岡市では、第二次産業では、域外から 379 億円の所得を得ているが、第三次産業では 875 億円も所得が域外に流出している。

さらに中心市街地では、大規模店舗の撤退などにより、商店街自体の集客力が低下した。また、平成 27 年の北陸新幹線の開業効果も一段落したところである。

そこで、カーボンニュートラルの取り組みを通じて、中心市街地の活性化に取り組むため、国の支援を活用し、市内の産官学のポテンシャルを生かした「高岡らしい」施策の展開を図ることにした。

脱炭素先行地域に手を上げるには、共同提案者が必要なため、高岡市カーボンニュートラル推進協議会を設置した。脱炭素は市民・事業者・行政など、人

の力を結集しないと達成できないという観点もある。

カーボンニュートラル実現に向けたアイデア、方向性、手法を広く議論する懇談会を設け議論を行っていたが、ここに、地元金融機関や自治会などを加え、協議会の設置に至った。

さて、市が取り組むカーボンニュートラルを通じた、中心市街地の活性化は、

- ・太陽光発電（太陽光パネルの普及、PPAによるパネル設置）
- ・ZEB化
- ・基盤インフラの省エネ化、再エネ化（地中熱の利用、リユース蓄電池を公園や空き店舗に設置する）
- ・EV普及（EVカーシェアリング、庁用車のEV化、充電スタンド設置）
- ・資源回収（アルミ缶等の回収BOX設置）
- ・環境啓発（おたやセリオでのワークショップ、市内企業の取り組みの紹介、体験型、参加型ゾーンの設置など）である。

このほか、市内企業の技術を生かした太陽光パネルの再資源化、高岡銅器の技術を生かした再資源化、富山大学との再生アルミの研究などである。

もともと、ZEBについては国の交付金などの紹介や意見交換が中心で、事業者の自己負担の観点から、ZEB化には至っていない。

地中熱も新たに井戸を掘削することは費用の面から現実的ではなく、未利用井戸を活用する計画にした。主に、商業施設の空調として活用する計画のほか、今後整備を検討するショールームで、見学・体感できる環境啓発をする計画である。

一方、高岡市の脱炭素の取り組みは、前の市長の政策のため、市長交代で停滞ぎみとのことであった。

また、令和6年正月に発生した能登半島地震の復旧のため、脱炭素の取り組みの予算が復旧費に充てられたとのことでもあった。

さらには、PPA発電は、火災保険の対象からはずれるようで、設置は1件もないこと、ZEB化は事業者の自己負担の観点から取り組みは難しいが、ZEBをする国に申請したため、計画変更はできないとのことであった。

（５）所感

行政が自身ですべてのサービスを提供できない点は、国立市と高岡市は同じ立場にある。多種多様な民間事業者と包括連携協定を結ぶことは重要なことだと改めて痛感した。締結の際は、地元には根をはった事業者を選ぶことが大切である。国立市では、くにPayの拡大など急務であるが、民間企業がポイント経済圏を形成している昨今、国立市ではどのような取り組みをすればくにPayの経済圏が拡大するのか、深く検討する必要がある。

おとぎの森の官民連携事業では、民間企業の創意工夫で、市が公園の整備、維持管理をするより安価で効率的で市民ニーズにこたえられることが分かった。矢川上公園の拡張では大いに参考になると感じた。

また、PFIはブラックボックス化して行政や議会がタッチできないとの話も巷ではあるが、高岡市は年に1回決算、事業報告を市に行っており、完全なブラックボックス化していないことが分かった。

脱炭素の取り組みは、環境省の先行地域に選定された事業なので期待をしていたが、実際は困難の中にあった。最大の要因は市長交代により、政策の優先

順位が下がったことにある。首長のリーダーシップは重たいものがあり、また脱炭素の取り組みには相当費用がかかることがよく分かった。しかし、費用を惜しんでは地球温暖化を止めることができない。対策を何もしないで温暖化が進み、市民生活に甚大な影響が出るよりか、対策に費用を使った方が健康で文化的な市民生活を守ることができるはずである。国立市もゼロカーボンシティの宣言をしている以上、高岡市が選択肢に挙げたものを参照しながら大いに取り組むべきである。



説明を受ける委員



高岡市役所にて

最 後 に

大変お忙しい中、国立市議会建設環境委員会の視察を快く受け入れていただいた長野市・高岡市の皆さまに、この場をお借りし改めて感謝を申し上げたい。施策の展開のご苦勞なども参考にしながら国立市に対し、政策提言したい。その意味では、今回の視察は大変重要であった。

なお高岡市の PPA は火災保険の関係で、設置が 1 件もないことなどの疑問点は、視察時間の関係で解決できなかった。高岡市以外の地域でも、PPA は取り組まれているので、先進地での取り組みをさらに勉強し、国立市のゼロカーボンシティを実現させたい。

福祉保険委員会 行政視察報告

令和7年11月14日
福祉保険委員長 望月 健一
副委員長 住友 珠美

1. 日時

令和7（2025）年10月23日（木）～24日（金）

2. 視察先及び視察内容

- （1）認定NPO法人抱樸
希望のまちプロジェクト、居住支援等について
- （2）北九州少年サポートセンター
少年相談、街頭補導、少年の立ち直り支援について

3. 参加者

- ・委員長 望月 健一 副委員長 住友 珠美
- ・委員 石井 伸之 中谷 絢子（23日） 香西 貴弘 中川 貴大
- ・随行 議会事務局次長 関野 達也
議会事務局主事 大武 和弘

- ・接遇者 10月23日（木）

認定NPO法人抱樸 理事長 奥田 知志 氏
認定NPO法人抱樸 専務理事 森松 長生 氏
認定NPO法人抱樸 江田 初穂 氏

- 10月24日（木）

福岡県警察本部生活安部少年課

少年健全育成室 課長補佐 川崎 和範 氏

少年育成係 係長 山崎 裕宣 氏

少年サポートセンター係（北九州少年サポートセンター）

係長 梶原 大佑 氏

係長 井野 俊介 氏

（北九州市教育委員会派遣）

係長 上野 敬子 氏

主任 森山 ますみ 氏

主事 中山 日向子 氏

4. 認定NPO法人抱撲について

(1) 視察の目的について

NPO法人抱撲が行っている共生社会の実現に向けた取り組み、様々な支援活動を始めた動機や歴史、希望のまちプロジェクトを開始するに至った経緯や現状、居住支援などの説明を受けることにより、国立市における福祉行政に活かすこと。

(2) 視察の概要について

森松専務理事から認定NPO法人抱撲の概要について説明を受けた後、施設を見学しました。その後、奥田理事長から抱撲の考え方や今後取り組む「希望のまちプロジェクト」の説明を受けました。

(3) 調査事項「希望のまちプロジェクト・NPO法人抱撲」について

① 「希望のまちプロジェクト・NPO法人抱撲」の概要について

NPO法人抱撲は、「ひとりにしないという支援」を軸に据えて以下の活動を行っている。

- ・つながる→互助会、生笑一座、ボランティア
- ・支える→就労支援、学習支援、更生支援、高齢支援、障害支援
- ・出会う→炊き出し、パトロール、相談会
- ・命を守る→炊き出し、シェルター、居住支援、政策提言

② 希望のまちプロジェクトについて

- ・助けてと言えるまち

子どもの自殺が529人と過去最悪になるのは、その背景として大人の社会の実相「他人に迷惑をかけてはいけない」「自己責任」がত্যよく迫られる社会にもあるのではないか。

→「助けて！」が希望のまちのキーワード

- ・まちを大きな家族に→家族機能の社会化

単身世帯が2020年38%になるなど単身が増加、過去の家族の風景とは異なってきている。

にもかかわらず、ケアは家庭内に限定。ヤングケアラーや8050といった新たな問題が生じている。

希望のまちでは、単進化社会への対応、家族機能の社会化を目指す。

例えば、ほうぼく地域互助会をつくり、ボランティア活動、個別訪問、互助会葬、偲ぶ会などさまざまな活動を行い、「安心して一人暮らしができる」「大家さんが安心して部屋を貸せる」仕組みをつくっている。

- ・まちが子供を育てる→相続の社会化

子どもの貧困が11.5%と大変厳しい状況にある。子どもの貧困は、家

族の貧困でもある。

学校にも子ども食堂にも行かない子どもたちへの訪問型学習支援を行っている。子どもを入りに家族まるごとを支援している。

貧困を連鎖させない、社会的相続の創造を目指している。

希望のまち一階ホールに子ども家族まるごと支援センター（仮）の設置を進めている。

さらに、北九州市と連携協定を締結した。

そのキーワードとして、「もっと“つながる” もっと“支えあう” まちへ」

連携事項として

1. ひとりの困りごとに寄り添い、“安心”をつくる
 2. 子どもをはじめ、誰でも過ごせる“居場所”をつくる
 3. 住み慣れた地域で“つながり”をつくる
- こちらにも、今後注視していきたい。

（４）所感

複数の福祉保険委員会の委員よりかねてより視察希望のあった「希望のまちプロジェクト・抱撲」の視察、ようやく実現することができました。

これまで多くの視察を経験してきましたが、1、2を争うくらい強い衝撃を受けました。

特に強い衝撃を受けたことは、活動の拠点となっている教会で身寄りのない方々をはじめ互助会に加入された方の互助会葬・偲ぶ会を行い、その遺骨を教会内の霊安室で安置していることです。

霊安室では、多くのお亡くなりになった方々のお写真が部屋いっぱいにございました。

「ともに生きた『あなた』をみんなで送り、追悼する」

家族の社会化を実践する姿がそこにはありました。

国立市においても、単身世帯は増えています。

従来の「サザエさん」的な家族構成は確実に減少しています。

その中で、子どもをはじめ家族まるごと支援するためにはどうしたら良いのか。

高齢世帯、また、生涯未婚の単身世帯が増える中で、つながる、支えあう仕組みをどのようにつくっていくのか。

深く考える上でのヒントをいただきました。

今回の視察で得た知見をどう活かしていくのか、視察が終わった後、委員間で熱い議論が交わされました。

今後、単身世帯がさらに増えていく中で、福祉保険委員会全体でさらにこの問題を考えていきたいです。



抱樸館北九州前にて

5. 北九州少年サポートセンターについて

(1) 視察の目的について

今回の視察では、国立市における青少年の健全育成及び非行防止対策の推進に資することを考え、他自治体の先進事例として、北九州市少年サポートセンターが実施している問題行動を起こした少年への立ち直り支援や、その家族へのサポート体制について、具体的な活動内容と効果を調査し、国立市の施策へ応用出来ないか検討する事を目的として実施しました。

(2) 視察の概要について

少年サポートセンターとは、福岡県警察本部少年課の附置機関として、県内5か所に設置されています。少年補導職員（少年非行などに対応する専門の警察職員）が中心となり、関係機関やボランティア団体などと連携して、少年相談、街頭補導、少年の立ち直り支援、広報啓発など幅広い活動を行っています。特に注目すべきは教育委員会との連携を行い学校だけで解決できない問題の対策にもあたっています。また、少年サポートセンターで受ける

相談は、非行を中心とした薬物・盗み・暴行・暴走行為のほか、不登校・いじめなどの学校問題や家庭内暴力・性の問題など多岐にわたって対応しています。



説明を受ける委員

(3) 具体的な内容

北九州市少年サポートセンターの支援は、「早期介入」と「社会定着支援」を中心に、重層的な支援として展開されています。

① 少年相談

電話や面接により、少年非行などの問題に関し、少年や保護者などからの相談を受け、少年非行に関する専門的な知識を有する職員が、問題解決に向けて助言、指導を行っています。

② 立ち直り支援

非行に走った少年や非行に傾きかけた少年、犯罪の被害にあった少年に対して、関係機関や少年警察ボランティアなどと連携し、立ち直り支援を行っています。

③ アウトリーチ型支援

喫煙、飲酒、怠学などの不良行為を行う少年に対する街頭での補導や、インターネット上で援助交際等の書込みを行う少年に対する「サイバーパトロール」を行っています。

④ 広報・啓発活動

❖チャイルド(乳幼児)ケア講演❖

子どもを非行に走らせないためには、乳幼児期におけるしつけや親子のつながりが大切であることを保護者の方に知って頂く内容です。

❖思春期(小学校高学年・中学生)サポート講演❖

思春期の子どもを非行に走らせないため、保護者の方に少年非行の現状や子どもとの接し方等を知って頂く内容です。

❖非行防止教室等❖

薬物や万引き、自転車盗等、具体的な非行事例を題材として直接児童生徒に語りかけ、少年自身の規範意識を向上させることにより、少年の非行防止を図ります。



サポートセンター関係者と福祉保険委員

(4) 所 感

支援現場で奮闘される職員の方々の話からは、少年一人ひとりへの深い思いと根気強さが伝わってきました。非行や問題行動の裏には、満たされなかった承認欲求や家庭内での孤独といった「心の飢餓」が存在すると考えます。非行を「悪」として断じるだけではなく、「助けを求めるサイン」として捉え、手を差し伸べ続けることの重要性を改めて感じました。特に、立ち直り支援は、地域社会の持つ力の大きさ（社会的包摂）を感じました。しかしこのような事例の背景には、北九州市が長年抱えてきた暴力団問題など社会的背景が根底にあり、必要に迫られた対策であったことは考慮すべきで、国立市へどのように応用するのかは検討の余地があります。

また、支援内容の詳細な調査を通じて、少年サポートセンターの取り組みが、福祉・教育・司法の境界を越えた総合的なアプローチであると認識しました。

非行は現在、減少傾向にありますが、問題がなくなったわけではなく形を変えて存在します。国立市においても、子どもを取り巻く環境の複雑化が進む中、北九州市の事例から得た知見は、課題解決に向けた大きな指針となります。この視察を契機として、子どもたちの「困った」という声を決して見過ごさない、温かく、かつ専門性の高い支援体制の構築に、国立市議会福祉保険委員会として取り組みます。

自由民主党 会派視察報告書

1. 視察期間

令和7年11月5日（水）～11月7日（金）まで

2. 視察先及び視察事項

- 11月5日（水） 愛媛県松山市
「『松山駅周辺整備事業』について」
- 11月6日（木） 愛媛県新居浜市
「デマンド交通について」
- 11月7日（金） 愛媛県伊予市
「伊予市子育て応援宣言について」

3. 視察参加者：自民党所属議員

青木 健 石井 伸之 遠藤 直弘 高柳 貴美代 大谷 俊樹

○愛媛県松山市 「『松山駅周辺整備事業』について」

視察先：松山市役所

1. 松山市の概要

松山市は、四国愛媛県のほぼ中央にある松山平野に位置しています。松山市の気候は温暖な瀬戸内海気候で、年平均気温 16.8 度です。年間降水量は約 1,300mm で、6 月に多く 12 月に少ない夏雨型となっています。

全体に降水量は少なめで、積雪もごく少量、台風の通過も太平洋側の高知県や徳島県に比べれば少なく、穏やかで恵まれた気候条件です。

松山市は、北西部の瀬戸内海に浮かぶ中島から高縄山系のすそ野の平野を経て、重信川と石手川により形成された松山平野へと広がっています。

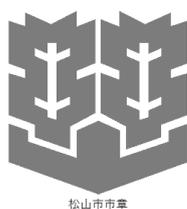
明治6年愛媛県庁が設置され、県都となり、明治22年12月15日市制を施行以来、政治・経済の中心都市として成長し、また、俳人正岡子規をはじめ、多くの文人を輩出するなど地方文化の拠点としての役割を果たしてきました。

昭和20年、市街地の大部分を戦災により焼失しましたが、今日では総合的な都市機能を備え、平成12年4月には中核市へと移行し、平成17年1月には北条市・中島町と合併し四国初の50万都市となりました。



面積 429.35 km²
 人口 498,105人
 (令和6年12月31日現在)

☆市章☆



松山市市章

- ・松と山を図案化して「松山」を表現したもので、松山市出身の画家、下村為山（しもむらいざん）の考案。
- ・明治44年4月7日制定

☆オンリーワンの「たから」☆

道後温泉



約3000年の歴史を誇り、日本最古の温泉といわれる道後温泉。伊佐庭如矢（棟梁は坂本又八郎）が明治27年に改築した道後温泉本館は、平成6年に現役の公衆浴場として初めて国の重要文化財に指定されています。また、ミシュラン・グリーンガイドで最高ランクの「3ツ星」の評価です。

松山城



加藤嘉明（かとうよしあき）が1602年から築城を開始し、完成までに約四半世紀を要した国内屈指の城郭で、「現存12天守」の一つである松山城。天守をはじめ21棟が国の重要文化財に、また、堀之内を含む城山公園全体が国の史跡で、「日本さくら名所100選（平成2年）」や「日本の歴史公園100選（平成18年）」の指定を受けています。

令和2年には「トリップアドバイザー」が発表するランキング「旅好きが選ぶ！日本人に人気の日本の城ランキング2020 第3位」に選定されました。

2. 「松山駅周辺整備事業の概要」

1) 主な経緯

- ・平成2年1月松山鉄道高架検討協議会の設置（愛媛県）
市内中心部の鉄道高架について検討開始
- ・平成12年2月松山鉄道高架検討協議会報告（知事報告）
JR予讃線を優先して事業を行う方針
- ・平成13年5月 JR松山駅付近鉄道高架事業促進期成同盟会設立、要望活動
- ・平成20年2月連続立体交差事業と土地区画整理事業の都市計画決定
- ・平成20年6月10日事業計画決定・事業計画書の縦覧
- ・平成27年5月松山駅周辺地区車両基地跡地利用に関する基本構想の公表
- ・令和7年4月国のバスタの調査段階がAにステップアップ

2) 事業の概要



松山市の人口の長期展望より、2010年約51万人から2110年には最悪約16万人に減るとい統計から深刻な人口減少の問題に直面していた。そこで、まちづくりの方向転換を行いコンパクトで質の高い都市を目指すことになる。

松山市の2大交通拠点である「松山市駅」「JR松山駅」の拠点開発を進め、両駅を結ぶネットワーク強化に向けた施設等整備を行い国指定史跡松山城の景観を眺望しながら、集い憩える緑豊かな都市公園（城山公園）の整備を行う。

歩いて暮らせるまちづくり。

中心市街地の将来像、活性化は、(1)賑わう場所にしたい、来ていただきたい Coming！(2)便利な場所にしたい Convenience！(3)快適な場所にしていきたい Comfortable！の3つの頭文字をとって「3C」が基本方針。これまで中心市街地では、歩いて暮らせるまちづくりを念頭に、長期的な視点でまちづくりを進めてきた。

・土地区画整理事業



施工面積	約16.7ha
概算事業費	289億円
事業計画決定	平成20年6月10日 令和2年11月2日 (第4回変更)
施工期間	平成20年度～令和8年度
平均減歩率	18.4% (先行買収後)
建物棟数	275棟
権利者数	167人
土地筆数	385筆
世帯数	340世帯

この区画整理事業は市が主導して行った事業だが、当初は広大な地域を想定していたが地権者の反対により最終的にこの規模になった。しかし、その後の事業の成功を見て今では事業を行っていただきたいとの要望が広がっているとのことである。



JR松山駅周辺地区では、県都松山の陸の玄関口にふさわしい、にぎわいに満ちたエリアとなるよう整備を進めている。

そのうち、本市が取得予定のJR四国車両基地跡地では、プロスポーツの利用及びコンサートなど興行の場として、また、さまざまなスポーツに加え、文化や学びに触れる機会を提供することで交流を促し、にぎわいを創出する広域交流拠点として、

「5,000席以上のアリーナ」及びサブアリーナを中心とした施設の整備を目指す。加えて、JR松山駅周辺エリアは、本市のほかJR四国をはじめとした民間の所有地がある中で、相互に連携して楽しさやにぎわいに満ちたエリアとなるよう一体的な開発を進めていきたいと考え土地利用を最適化していくとともに、官民が密接に連携し、地域の魅力を高めていくため、民間事業者のアイデア・意見を把握し、より実現性の高い松山駅周辺整備の検討を目的とした、サウンディング型市場調査を実施する。

3. 松山市を視察して

人口減少は全国的な課題である事を改めて実感した。国立市も東京でありながら将来への不安を少しでも軽減するべく、あらゆる施策に挑戦している。そのための投資をしなければならない。インフラ整備は投資額は大きいが見込める。そうした中で、松山市は観光資源を最大限に活用して住んでもよし、訪れてもよし、歩いて暮らせるまちづくりに取り組んでいる。このことは国立市でも共通するところだ。健康まちづくり戦略の元、ウォーカブルな街、本田家住宅や谷保天満宮等の文化施設と旧国立駅舎や大学通りを活かしたまちづくりに矢川の自然を楽しんでもらう施策だ。国立市は中央線の高架化事業に伴い駅周辺の整備を行っているが、まちづくりは連動していない。松山市は松山駅の高架化事業に連動して市全体を視野に入れながら、松山駅周辺の区画整理や公共施設の整備などを行っている。特に区画整理事業は減歩率を見ても魅力的だ。また、公共施設も収益性の高い施設の検討がされている。これらは持続可能な行政としての正しい投資に見える。特に区画整理事業は市が主体的に行ったという。当初は広大な範囲を予定していたが地権者との話で駅周辺に限り範囲を縮小したという。結果的にそれが成功したように見える。



国立市にこうした成功事例を当てはめると、正に今、矢川駅周辺の整備事業が話し合われようとしている。これも南武線の高架化事業に連動する形だ。今回の視察はこれらを行うにあたって非常に参考になった。国立市も区画整理の予定が広範囲にあったが、矢川駅の南側地域に絞ってきた経緯がある。鉄道の高架化事業と合わせて行うことによりどれだけ減歩率を下げられるかが見ものだ。さらに、松山市では市が積極的に事業を展開してきた。ここが大きな違いに思える。区画整理事業で恩恵を受けるのは将来世代の国立市民全体だ。そのために先祖代々守ってきた大切な土地を地権者は公共に提供することになる。公共のほうが感謝をもって丁寧に事業を行うことが本来ではないか。国立市はその苦労も地権者に追わせて組合施工という形で行ってきた。

今回の矢川駅南地域にたいしてもそのようであるが、事業の成功には行政の力強い先導が必要だと感じた。

最後にお忙しい中、対応していただいた職員の方々に御礼を申し上げたい。

{視察先の対応職員}

松山市 都市整備部

交通拠点整備課

主 幹 野口 英治 氏

主 幹 網矢 宏明 氏

松山市議会事務局

次 長 野本 克彦 氏



○愛媛県新居浜市 「デマンド交通について」

視察先：新居浜市役所

新居浜市における視察事項は、タクシーのデマンド交通についてです。

愛称は「おでかけタクシー」と呼ばれています。

新居浜市は市域が「ゲゲゲの鬼太郎」のキャラクター「一反木綿」の形に似ているという紹介から始まります。

新居浜市の市域面積は 234.47K m² となっており、国立市の 8.15K m² に比べて約 30 倍です。

令和 7 年 3 月末現在で、人口は 112,017 人、世帯数は 57,412 世帯となっています。

「東洋のマチュピチュ」と呼ばれる別子銅山産業遺産群が別子山にあり、銅山の開坑以来、住友関連企業を始めとする四国屈指の工業地域として発展しました。

新居浜市は市域の中央を流れる二級河川の国領川を中心に、川の東西側を川東地区と川西地区に分けられ、両地域の南側に上部地区と別子山地区があります。

地方都市という事から、自家用車の利用率が高く、車の運転が出来ない高齢者の移動困難事例が課題となっていました。

令和 2 年 2020 年 9 月末現在での高齢化率は 32.2%（全国平均は 28.8%）75 歳以上の割合は 16.9%です。

15 年後の 2040 年における予測は、総人口 102,501 人高齢化率 35.3%となっており、自家用車を運転できない人が増えていく社会に備えることを念頭に置いています。

市民意向調査を実施する中で、数年間の協議を重ね、平成 23 年 2011 年に上部地区と川東地区の一部で試験運行が始まります。

予約方法は電話予約が大部分を占めており、市役所職員の方が予約を受け付けているそうです。

一旦はコールセンターの運営も行ったそうですが、予算面で難しさがああり、市役所職員による電話受付となりました。

平成 26 年 2014 年 10 月に本格運行が開始されます。

利用対象者は川西地区、川東エリア、上部西エリア、上部東エリア在主体における、バス停から直線距離で 300m 圏外在住の市民またはバス利用が困難な方となっています。

運行日は月曜日から土曜日となっており、9 時から 16 時まで各時間 1 便運行です。

利用料金は中学生以上の大人は 500 円、小学生以下は 250 円、未就学児以下は無料となっています。

基本的に 1 時間で自宅から移動することから、各エリア・地区内の移動となっており、その代わり全ての地域より新居浜駅へ行くことは可能です。

帰りはどうしているのか？との質問をしたところ、行きの便を予約した際に帰りの便もセットで予約する方が多いそうです。

どうしても時間の読めない方は、タクシーで帰るとの説明がありました。

大切なことは、自宅を出て自由に出掛ける足を確保することとの説明には説得力があります。

車の運転が出来ない高齢者でも、元気に買い物へ行く、会合に参加する、友人の所へ行く、遊びに行く、といった社会性を確保することが重要です。

利用者数は川東・両上部エリアにおいて令和 6 年度運行台数 9,367 台、稼働率 80%、利用者数 16,679 人となっています。川西地区は令和 6 年度運行台数 1,246 台、稼働率 58.1%、利用者数 2,102 人となっています。

利用目的としては、通院利用が最も多く、買い物、交通結節点（駅など）、その他となっています。

運行業務委託契約は新居地区旅客自動車協同組合（タクシー業者で構成）に委託しています。

運行費用（財源）については以下の通りです。

歳出

タクシー組合への支払額：約 3975 万円

協議会事務費：約 29 万円

歳入

利用料金：約 583 万円

国庫補助金：531 万円

預金利息：約 3 千円

歳出から歳入を差し引いた約 2890 万円を新居浜市が一般財源から「負担金」として公的負担をしています。

今後の課題としては、デマンド交通を提供する運転手の確保に難しさを感じているそうです。

国立市におけるデマンド交通の実現に向けて、今後とも研鑽を重ねて行きたいと思えます。

新居浜市の皆様には、視察を受け入れていただき心から感謝申し上げます。



○愛媛県伊予市 「伊予市子育て応援宣言について」

視察先：伊予市役所

1. 司会進行

伊予市議会事務局長 宮崎 英司 氏

2. 視察進行

伊予市議会民生産業委員会、北橋豊作委員長により、歓迎のご挨拶を頂いた後、青木幹事長より御礼のご挨拶を致しました。

3. 視察事項

説明及び質疑応答

市民福祉部子育て支援課課長 小笠原 聡子 氏

市民福祉部子育て支援課主査 栄口 瞬 氏

市民福祉部子育て支援課こども家庭センター分室長 うる木浩司 氏

伊予市の概要

位 置：愛媛県のほぼ中央に位置し県都松山市の南西 11km

面 積：194.43 km²

人 口：34,818 人 16,337 世帯

2022年に愛媛県が調査・公表した本市の将来推計人口によると、2060年には17,145人。40年で51.2%もダウンすると予想され、今できることをしなければ取り返しがつかないということから、2023年5月10日に「明るい未来子どもの笑顔あふれるやさしいまち」を基本理念として、地域の実情に応じた質の高い教育・保育と地域子ども・子育て支援事業などが総合的かつ効率的に提供されるよう『伊予市子育て応援宣言』を行ったそうです。

具体的には子どもを取り巻く社会問題に対応するため、2023年6月には子ども居場所事業開始。2024年4月こども家庭センター創立。5歳児相談開始。幼保小の架け橋プログラム協議開始。医療的ケア児受け入れ体制協議開始。障害児保育研修の開始。2025年度中には、保育士に対するペアレントプログラム研修。保育士ノンコンタクトタイム導入（保育業務の効率化を図るためのオンライン化推進）保育所に看護師を配置。様々な取り組みをおこなっていらっしゃいます。

学校教育課としっかり連携することにより、誰一人取り残さない伊予市の実現に向け～教育支援教室「はばたき」子どもの居場所「あおぞら」を市が直営で運営し引きこもりの支援に力をいれていらっしゃいました。

本年7月には伊予市こども会議を開催したということで、こどもの声から始まるまちづくりに注力していらっしゃいました。伊予市と同じく、コンパクトなまちである国立市だからこそできる事業を是非参考にさせていただきたいと思います。温かくお迎えくださりありがとうございました。



議 長 会 の 動 き

関東市議会議長会 第1回理事会

日 時 令和7年10月15日(水) 午後3時30分

場 所 グランドホテル神奈中平塚2階 百合

会長(高崎市議長)の挨拶、開催市議長(平塚市議長)の挨拶、開催市市長(平塚市市長)の挨拶に続き、新役員を紹介の後、議事に入った。

1. 報告事項

- | | |
|------------------------|-------|
| (1) 会務報告 | 【了 承】 |
| (2) 全国市議会議長会役員の後任について | 【了 承】 |
| (3) 全国市議会議長会役員等の後任について | 【了 承】 |
| (4) 議長の異動について | 【了 承】 |

2. 協議事項

- | | |
|--|-------|
| (1) 令和8年度予算編成方針(案)及び予算内容(試算)について | 【承 認】 |
| (2) 都県提出議案について | 【承 認】 |
| (3) 令和7年度今後の行事予定について | 【承 認】 |
| (4) 令和8年度「上下水道の老朽化・防災対策に関する特別委員会」
委員候補市等の推薦について | 【承 認】 |
| (5) その他 | 【承 認】 |

東京都市議会議長会 定例総会

日 時 令和7年11月21日(金) 午後3時00分

場 所 東京自治会館2階 大会議室

副会長(八王子市議長)の開会の辞、会長(福生市議長)の挨拶の後、報告事項に続き協議事項等に入った。

1. 報告事項

- | | |
|-----------------------------------|-------|
| (1) 会務報告 | 【了 承】 |
| (2) 全国市議会議長会第171回地方行政委員会の会議結果について | 【了 承】 |
| (3) 全国市議会議長会第183回産業経済委員会の会議結果について | 【了 承】 |
| (4) 全国市議会議長会第183回建設運輸委員会の会議結果について | 【了 承】 |
| (5) 全国市議会議長会第183回社会文教委員会の会議結果について | 【了 承】 |
| (6) 令和7年度日中友好交流事業について | 【了 承】 |

- | | |
|---|-------|
| (7) 関東市議会議長会支部長会議及び第1回理事会の会議結果について | 【了 承】 |
| (8) 東京市町村総合事務組合議会第2回定例会の会議結果について | 【了 承】 |
| (9) 全国市議会議長会 監事の補欠選任結果について | 【了 承】 |
| (10) 第250回東京都都市計画審議会の会議結果について | 【了 承】 |
| (11) 全国市議会議長会第242回理事会及び第120回評議員会合同会議の
会議結果について | 【了 承】 |
| (12) 全国市議会議長会 副会長の補欠選任結果について | 【了 承】 |

2. 協議事項

- | | |
|--------------------------------------|-------|
| (1) 令和8年度東京都市議会議長会事業計画(案)について | 【承 認】 |
| (2) 令和8年度東京都市議会議長会歳入歳出予算(案)について | 【承 認】 |
| (3) 令和8年度東京都市議会議長会関係役員(案)について | 【承 認】 |
| (4) 令和7年度東京都市議会議員研修会について | 【承 認】 |
| (5) 各市提出議案について | 【承 認】 |
| (6) 令和7年度東京都市議会議長会歳入歳出補正予算(第1号)案について | 【承 認】 |

3. その他

- (1) 全国市議会議長会からの「厚生年金への地方議会議員の加入を求める
意見書等の採択について(依頼)」について
- (2) 参考資料
 - ア 令和7年度東京都市議会議長会関係役員について
 - イ 東京都市議会議長会会員及び副議長・事務局長名簿
- (3) その他

【会長市より】

- ・都県提出議案について、関東市議会議長会から依頼があり、2月定例総会にて協議する予定である旨の報告

【国立市より】

- ・日中友好交流事業について報告

協 議 会 の 動 き

三多摩上下水及び道路建設促進協議会 第3委員会

日 時 令和7年10月29日(水) 午後2時00分
場 所 東京自治会館 大会議室

副委員長(昭島市)、委員長(東久留米市)、委員長市議長(東久留米市)、来賓の挨拶の後、議事に入った。

1. 講 演

「多摩地域における道路整備について」

講師:東京都建設局 道路建設部 計画課 事業化調整専門課長 小牧 理 氏

2. 会務報告

【了 承】

3. その他

【特になし】

以上、議事終了後、副委員長(檜原村)から挨拶を受け、閉会した。

令和7年8月分例月出納検査等結果報告書

1 例月出納検査

(1) 種 類

地方自治法第235条の2の規定による検査

(2) 概 要

① 実施期間

ア 事前調査

令和7年9月1日（月）から令和7年9月16日（火）まで

イ 実 施

令和7年9月22日（月）

② 対象部局

会計管理者及び会計課、都市整備部下水道課

(3) 対象事項及び範囲

① 対象事項

令和7年8月分

ア 歳計現金現在高報告書

イ 一般会計及び特別会計歳入歳出計算書

ウ 収支日計表（各会計分累計額）

エ 資金前渡精算整理表

オ 下水道事業会計（銀行預金別資金残高表、現預金出納簿、月次合計 残高試算表、資金予算表、予算執行状況表）

② 対象範囲

令和7年8月分

ア 会計管理者の権限のうち現金の出納

イ 一般会計、各特別会計、各基金

ウ 歳入歳出外現金

エ 下水道事業会計

(4) 手続き

① 実 施 通 知

令和7年9月1日（月）

② 資料提出期限

令和7年9月10日（水）

③ 事 前 調 査

事務局による調査（前記のとおり）

④ 実 施

監査委員による検査（前記のとおり）

⑤ 帳簿の突合

(5) 結 果

① 概 評

令和7年8月分の一般会計、各特別会計、歳入歳出外現金及び各基金並びに下水道事業会計に係る現金の出納状況について、国立市監査基準に則り、

先に提出された資料に基づき、出納簿、預金通帳、その他の諸帳簿を照合した結果は、次のとおりである。

ア 計数の正否

検査の結果、計数上の誤りは認められなかった。

イ 現金出納の状況

令和7年8月分

会 計 名	受入高 (円)	払出高 (円)	残高累計 (円)
一般会計	2,897,385,160	2,239,306,992	1,133,587,549
国民健康保険特別会計	550,709,281	680,782,146	303,481,316
介護保険特別会計	492,107,492	540,873,620	284,398,726
後期高齢者医療特別会計	118,291,700	118,387,171	79,782,321
小 計	4,058,493,633	3,579,349,929	1,801,249,912
繰替運用	0	0	0
繰替使用	0	0	0
合 計	4,058,493,633	3,579,349,929	1,801,249,912
歳入歳出外現金	449,488,496	769,393,847	463,032,708

※歳入歳出外現金の残高累計には、令和6年度からの繰越分が含まれています。

ウ 予算に対する収入済額、収入率及び支出済額、執行率

令和7年8月分

会 計 名	予算現額(円)	収入済額 (円)	収入率 (%)	予算現額(円)	支出済額 (円)	執行率 (%)
一般会計	40,379,354,831	13,065,790,548	32.36	40,379,354,831	11,932,202,999	29.55
国民健康保険特別会計	7,208,330,000	2,166,870,124	30.06	7,208,330,000	1,863,388,808	25.85
介護保険特別会計	6,884,215,000	2,558,632,072	37.17	6,884,215,000	2,274,233,346	33.04
後期高齢者医療特別会計	2,237,371,000	673,294,947	30.09	2,237,371,000	593,512,626	26.53
計	56,709,270,831	18,464,587,691	32.56	56,709,270,831	16,663,337,779	29.38

エ 下水道事業会計現金出納状況

令和7年8月分

	受 入 高 (円)	払 出 高 (円)	差引残高 (円)
前 月 末 累 計	1,324,214,219	911,326,871	412,887,348
当 月 分	81,213,448	124,051,877	△ 42,838,429
累 計	1,405,427,667	1,035,378,748	370,048,919

- ② 個別事項
 - ア 指摘事項 なし
 - イ 要望事項 なし

2 随時監査

(1) 種類

地方自治法第 199 条第 1 項及び第 5 項の規定による監査

(2) 概要

① 実施期間

ア 事前調査

令和 7 年 9 月 1 日（月）から令和 7 年 9 月 16 日（火）まで

イ 実施

令和 7 年 9 月 22 日（月）

② 対象部局

教育委員会教育部生涯学習課

(3) 対象事項及び範囲

① 対象事項

令和 7 年度国立市一般会計（歳出）

くにたち市民芸術小ホール舞台吊物装置等改修工事（8 月 22 日支払分）

予算科目 10.06.04.14(03)

支出額 81,400,000 円

② 対象範囲

ア 財務に関する事務の執行等

イ 一般行政事務の執行及び事務事業の経済性、合理性、正確性等

(4) 手続き

① 実施通知 令和 7 年 9 月 1 日（月）

② 資料提出期限 令和 7 年 9 月 9 日（火）

③ 事前調査 事務局による調査（前記のとおり）

④ 実施 監査委員による監査（前記のとおり）

国立市監査基準に則り、先に提出された資料に基づき、監査対象部局より対象事項の概要説明を受け、その後、質疑及び関係書類の監査を実施した。

(5) 監査の着眼点

① 共通事項

ア 予算の執行は、計画的かつ効率的に行われているか。

イ 予算の執行の手続きは、適正か。

ウ 決裁は、定められた手続きを経ているか。

② 個別事項

ア 工事の施工にあたり、その着手及び完成の時期は計画に適合しているか。

イ 工事費用の算定根拠は、合理的な基準に基づき行われているか。

ウ 工事概要について、近隣住民や関係者に説明がされているか。

- エ 現場の安全管理は、適切に行われているか。
- オ 工法・資材の選択は、適切に行われているか。
- カ 産業廃棄物の処理は、適切に行われているか。
- キ 完成図書は、契約書に基づき適正に受領されているか。
- ク 工事に係る監督・検査体制は合理的に確立され、その機能は十分か。
- ケ 支払いは、適正な時期に行われているか。

(6) 結果

① 概評

対象事項を監査した結果、良好であった。

② 個別事項

ア 指摘事項 なし

イ 要望事項 なし

以上

令和7年9月分例月出納検査結果報告書

1 例月出納検査

(1) 種類

地方自治法第235条の2の規定による検査

(2) 概要

① 実施期間

ア 事前調査

令和7年10月1日(水)から令和7年10月14日(火)まで

イ 実施

令和7年10月20日(月)

② 対象部局

会計管理者及び会計課、都市整備部下水道課

(3) 対象事項及び範囲

① 対象事項

令和7年9月分

ア 歳計現金現在高報告書

イ 一般会計及び特別会計歳入歳出計算書

ウ 収支日計表(各会計分累計額)

エ 資金前渡精算整理表

オ 下水道事業会計(銀行預金別資金残高表、現預金出納簿、月次合計 残高試算表、資金予算表、予算執行状況表)

② 対象範囲

令和7年9月分

ア 会計管理者の権限のうち現金の出納

イ 一般会計、各特別会計、各基金

ウ 歳入歳出外現金

エ 下水道事業会計

(4) 手続き

① 実施通知

令和7年10月1日(水)

② 資料提出期限

令和7年10月10日(金)

③ 事前調査

事務局による調査(前記のとおり)

④ 実施

監査委員による検査(前記のとおり)

⑤ 帳簿の突合

(5) 結果

① 概評

令和7年9月分の一般会計、各特別会計、歳入歳出外現金及び各基金並びに下水道事業会計に係る現金の出納状況について、国立市監査基準に則り、先に提出された資料に基づき、出納簿、預金通帳、その他の諸帳簿を照合した結果は、次のとおりである。

ア 計数の正否

検査の結果、計数上の誤りは認められなかった。

イ 現金出納の状況

令和7年9月分

会 計 名	受入高 (円)	払出高 (円)	残高累計 (円)
一般会計	2,672,508,770	3,056,622,570	749,473,749
国民健康保険特別会計	653,851,298	698,187,776	259,144,838
介護保険特別会計	583,930,667	566,083,882	302,245,511
後期高齢者医療特別会計	267,802,300	114,132,390	233,452,231
小 計	4,178,093,035	4,435,026,618	1,544,316,329
繰替運用	0	0	0
繰替使用	0	0	0
合 計	4,178,093,035	4,435,026,618	1,544,316,329
歳入歳出外現金	656,485,737	479,684,280	639,834,165

※歳入歳出外現金の残高累計には、令和6年度からの繰越分が含まれています。

ウ 予算に対する収入済額、収入率及び支出済額、執行率

令和7年9月分

会 計 名	予算現額(円)	収入済額 (円)	収入率 (%)	予算現額(円)	支出済額 (円)	執行率 (%)
一般会計	41,289,340,831	15,738,299,318	38.12	41,289,340,831	14,988,825,569	36.30
国民健康保険特別会計	7,208,330,000	2,820,721,422	39.13	7,208,330,000	2,561,576,584	35.54
介護保険特別会計	6,971,038,000	3,142,562,739	45.08	6,971,038,000	2,840,317,228	40.74
後期高齢者医療特別会計	2,237,371,000	941,097,247	42.06	2,237,371,000	707,645,016	31.63
計	57,706,079,831	22,642,680,726	39.24	57,706,079,831	21,098,364,397	36.56

エ 下水道事業会計現金出納状況

令和7年9月分

	受 入 高 (円)	払 出 高 (円)	差引残高 (円)
前 月 末 累 計	1,405,427,667	1,035,378,748	370,048,919
当 月 分	376,136,397	349,139,233	26,997,164
累 計	1,781,564,064	1,384,517,981	397,046,083

② 個別事項

- ア 指摘事項 なし
- イ 要望事項 なし

以 上

令和7年10月分例月出納検査等結果報告書

1 例月出納検査

(1) 種類

地方自治法第235条の2の規定による検査

(2) 概要

① 実施期間

ア 事前調査

令和7年11月4日（火）から令和7年11月14日（金）まで

イ 実施

令和7年11月20日（木）

② 対象部局

会計管理者及び会計課、都市整備部下水道課

(3) 対象事項及び範囲

① 対象事項

令和7年10月分

ア 歳計現金現在高報告書

イ 一般会計及び特別会計歳入歳出計算書

ウ 収支日計表（各会計分累計額）

エ 資金前渡精算整理表

オ 下水道事業会計（銀行預金別資金残高表、現預金出納簿、月次合計 残高試算表、資金予算表、予算執行状況表）

② 対象範囲

令和7年10月分

ア 会計管理者の権限のうち現金の出納

イ 一般会計、各特別会計、各基金

ウ 歳入歳出外現金

エ 下水道事業会計

(4) 手続き

① 実施通知

令和7年11月4日（火）

② 資料提出期限

令和7年11月13日（木）

③ 事前調査

事務局による調査（前記のとおり）

④ 実施

監査委員による検査（前記のとおり）

⑤ 帳簿の突合

(5) 結果

① 概評

令和7年10月分の一般会計、各特別会計、歳入歳出外現金及び各基金並びに下水道事業会計に係る現金の出納状況について、国立市監査基準に則り、先に提出された資料に基づき、出納簿、預金通帳、その他の諸帳簿を照合した結果は、次のとおりである。

ア 計数の正否

検査の結果、計数上の誤りは認められなかった。

イ 現金出納の状況

令和7年10月分

会 計 名	受入高 (円)	払出高 (円)	残高累計 (円)
一般会計	2,094,465,947	2,720,420,825	123,518,871
国民健康保険特別会計	552,109,714	699,666,255	111,588,297
介護保険特別会計	362,891,342	577,182,646	87,954,207
後期高齢者医療特別会計	98,515,519	218,908,309	113,059,441
小 計	3,107,982,522	4,216,178,035	436,120,816
繰替運用	0	0	0
繰替使用	0	0	0
合 計	3,107,982,522	4,216,178,035	436,120,816
歳入歳出外現金	504,540,812	655,719,534	488,655,443

※歳入歳出外現金の残高累計には、令和6年度からの繰越分が含まれています。

ウ 予算に対する収入済額、収入率及び支出済額、執行率

令和7年10月分

会 計 名	予算現額(円)	収入済額 (円)	収入率 (%)	予算現額(円)	支出済額 (円)	執行率 (%)
一般会計	41,289,340,831	17,832,765,265	43.19	41,289,340,831	17,709,246,394	42.89
国民健康保険特別会計	7,208,330,000	3,372,831,136	46.79	7,208,330,000	3,261,242,839	45.24
介護保険特別会計	6,971,038,000	3,505,454,081	50.29	6,971,038,000	3,417,499,874	49.02
後期高齢者医療特別会計	2,237,371,000	1,039,612,766	46.47	2,237,371,000	926,553,325	41.41
計	57,706,079,831	25,750,663,248	44.62	57,706,079,831	25,314,542,432	43.87

エ 下水道事業会計現金出納状況

令和7年10月分

	受 入 高 (円)	払 出 高 (円)	差引残高 (円)
前 月 末 累 計	1,781,564,064	1,384,517,981	397,046,083
当 月 分	385,333,188	519,428,468	△ 134,095,280
累 計	2,166,897,252	1,903,946,449	262,950,803

② 個別事項

ア 指摘事項 なし

イ 要望事項 なし

2 随時監査

(1) 種類

地方自治法第 199 条第 1 項及び第 5 項の規定による監査

(2) 概要

① 実施期間

ア 事前調査

令和 7 年 11 月 4 日（火）から令和 7 年 11 月 14 日（金）まで

イ 実施

令和 7 年 11 月 20 日（木）

② 対象部局

子ども家庭部保育幼児教育推進課

(3) 対象事項及び範囲

① 対象事項

令和 7 年度国立市一般会計（歳出）

医療的ケア児等保育所等受入支援委託料（10 月 29 日支払分）

予算科目 03.02.04.12(44)

支出額 5,772,250 円

② 対象範囲

ア 財務に関する事務の執行等

イ 一般行政事務の執行及び事務事業の経済性、合理性、正確性等

(4) 手続き

① 実施通知 令和 7 年 11 月 4 日（火）

② 資料提出期限 令和 7 年 11 月 12 日（水）

③ 事前調査 事務局による調査（前記のとおり）

④ 実施 監査委員による監査（前記のとおり）

国立市監査基準に則り、先に提出された資料に基づき、監査対象部局より対象事項の概要説明を受け、その後、質疑及び関係書類の監査を実施した。

(5) 監査の着眼点

① 共通事項

ア 予算の執行は、計画的かつ効率的に行われているか。

イ 予算の執行の手続きは、適正か。

ウ 決裁は、定められた手続きを経ているか。

② 個別事項

ア 委託の相手方及び選定方法は、適切か。

イ 委託料の算定根拠は、合理的な基準に基づき行われているか。

ウ 委託内容の履行確認は、適正に行われているか。

また、履行期限は守られているか。

エ 委託料の支出は、適正な時期に行われているか。

(6) 結果

① 概評

対象事項を監査した結果、良好であった。

② 個別事項

ア 指摘事項 なし

イ 要望事項 なし

以 上

令和7年度第2回定期監査報告書

1. 監査の種類

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項並びに国立市監査委員条例第2条の規定に基づく定期監査

2. 監査の対象部局

政策経営部（市長室、政策経営課、課税課、収納課）

3. 監査の範囲

令和7年4月1日から令和7年8月31日までの財務に関する事務の執行及び業務の管理運営状況

4. 監査の期間

令和7年9月22日（月）～令和7年11月25日（火）

5. 説明等聴取及び実査日

令和7年10月21日（火）及び令和7年10月22日（水）

6. 監査の主眼

- (1) 事務事業の執行に当たっては、能率的、効率的に行われ改善すべき点はないか。
- (2) 組織は簡潔で合理的なものとなっているか。
- (3) 事務の執行は法令等に従って適正に行われているか。
- (4) 社会経済情勢の変化に合致しない制度が存在しないか。
- (5) 事務事業の実態が形骸化していないか。
- (6) 事務分掌、職員配置が適正であるか。
- (7) 予算の執行が適正であるか。
- (8) 財務事務が適正に処理されているか。
- (9) 業務が円滑に執行されているか。
- (10) 各契約事務が適正であるか。
- (11) 前渡金の管理が適正であるか。
- (12) 郵券類の管理が適正であるか。
- (13) 公印の使用・管理が適正であるか。
- (14) 個人情報管理状況が適正であるか。
- (15) 備品の管理が適正であるか。
- (16) 車両等の管理が適正であるか。

7. 監査の方法

財務に関する事務の執行及び業務の管理運営が、関係法令に基づき適正かつ効率的に執行されているかを主眼として、関係書類を審査し、また、担当職員から説明を聴取し、通常実施すべき監査手続きにより実施した。

8. 監査の結果

今回の監査は、政策経営部を対象に、令和7年4月1日から令和7年8月31日までの財務に関する事務の執行及び業務の管理運営状況について実施した。

その結果、法令等に基づき概ね適正に執行されているものと認められた。

しかし、一部に改善を要する事項などが見受けられたことから、次のとおり指摘事項として記すので対応されたい。

＜指 摘 事 項＞

(1) 打刻時間と実際の出退勤の乖離について

出勤簿の出退勤の時刻について、特に、退勤時間が深夜に近いものの、時間外申請がない事例が確認された。また、職員によっては担当業務に時間を要し、処理が時間外に及ぶ責任は自己にあると帰結し、時間外を申請しない事例も聞かれた。

前提として、時間外勤務とは、あらかじめ所属長へ時間外の勤務を行うことのできることを得る、或いは所属長より時間外の勤務に従事するよう指示を受けたうえで、実際に時間外勤務を行うこととなる。これらの時間外勤務の実施方法についても今一度、庁内で周知徹底することが望まれる。

また、異動まもなくや昇任したばかりなど、一時的に時間外勤務をせざるを得ない事情があるのは致し方ない面もあると思われるが、中長期にわたり恒常的な時間外が発生している部署及び職員においては、業務の適性も含めて、全庁的な配置バランス等を確認・検討なされたい。

このとおり、出勤簿は出退勤の時刻が記録される公的な書面であることから、業務に就いた時間を正しく打刻することを徹底なされたい。

9. 監査対象部局の概要

(1) 職員配置状況（令和7年8月31日現在）

単位：人

部局内 課（室）名	室長	課長 ・ 主幹	課長 補佐	係長 ・ 主査	主任	主事	会計年度 任用職員 1種	会計年度 任用職員 2種	合計
市長室	1	1		3	5 (2)	3	4		17 (2)
政策経営課		3	4	3	3	4	2		19
課税課		1	2	4	7	5	6	2	27
収納課		1	1	2	4	5	7		20

※上記の表内にある（ ）内の数字は他部所属の兼務職員の数である。

(2) 事務分掌

市長室

秘書係

- ① 市長及び副市長の秘書に関すること。
- ② 儀式及び交際に関すること。
- ③ 褒賞及び表彰に関すること。

- ④ その他秘書に関すること。
- ⑤ 表彰審査委員会に関すること。

広報・広聴係

- ① 広報紙その他刊行物の編集及び発行に関すること。
- ② 報道機関との連絡に関すること。
- ③ その他広報活動に関すること。
- ④ 広聴活動に関すること。
- ⑤ 課内の庶務及び調整に関すること。

平和・人権・ダイバーシティ推進係

- ① 人権施策の調整に関すること。
- ② 同和問題に関すること。
- ③ 男女平等施策及びくにたち男女平等参画ステーションに関すること。
- ④ 平和に関すること。
- ⑤ 女性相談に関すること。
- ⑥ SDGsの推進についての総合調整に関すること。

政策経営課

政策経営係

- ① 市政の基本方針に関すること。
- ② 総合基本計画の策定及び総合調整に関すること。
- ③ 特命事項の調査研究及び企画立案に関すること。
- ④ プロジェクトチームの編成に関すること。
- ⑤ 予算の編成に関すること。
- ⑥ 事務改善の企画指導に関すること。
- ⑦ 重要事務事業の進行管理に関すること。
- ⑧ 行政改革に関すること。
- ⑨ 行政評価に関すること。
- ⑩ 組織に関すること。
- ⑪ 指定管理者制度の運用に関すること。
- ⑫ スtockマネジメントに関すること。
- ⑬ 部課内の庶務及び調整に関すること。

財政係

- ① 予算の編成及び執行管理に関すること。
- ② 財政計画及び財政統計に関すること。
- ③ 財政資料の作成及び財政事情の公表に関すること。
- ④ 市債及び地方交付税に関すること。
- ⑤ その他財政に関すること。

情報システム係

- ① 地域情報化及び行政のデジタル化についての総合調整に関すること。
- ② 電算システムに係る企画及び調整に関すること。
- ③ 電算業務の開発に関すること。
- ④ 電算業務の処理及び年次計画の策定に関すること。
- ⑤ 情報セキュリティに関すること。
- ⑥ 社会保障・税番号制度に関すること。

課税課

市民税係

- ① 市民税（法人、普通徴収、特別徴収）の調査及び課税に関すること。
- ② 市民税課税台帳に関すること。
- ③ 市民税の減免及び非課税に関すること。
- ④ 市民税の更正決定に関すること。
- ⑤ 都民税及び森林環境税の課税に関すること。
- ⑥ 市民税の公示送達に関すること。
- ⑦ 市民税（個人、法人）の統計及び報告に関すること。
- ⑧ 諸税（軽自動車税、市たばこ税及び入湯税をいう。以下同じ。）の課税に関すること。
- ⑨ 諸税の減免に関すること。
- ⑩ 軽自動車標識交付に関すること。
- ⑪ 軽自動車税課税台帳に関すること。
- ⑫ 軽自動車税の公示送達に関すること。
- ⑬ 市民税、都民税及び森林環境税並びに諸税の諸証明並びに市税（市民税、諸税、固定資産税及び都市計画税をいう。以下同じ。）、都民税、森林環境税及び国民健康保険税（以下「市税等」という。）の納税証明の申請受付及び交付に関すること
- ⑭ 税証明等手数料の収納に関すること。
- ⑮ 市税の調定及び税務統計に関すること。
- ⑯ 課内の庶務及び調整に関すること。

固定資産税係

- ① 固定資産の調査及び評価に関すること。
- ② 固定資産税、都市計画税及び特別土地保有税の課税に関すること。
- ③ 固定資産課税台帳に関すること。
- ④ 土地及び家屋台帳並びに土地及び家屋名寄帳に関すること。
- ⑤ 固定資産の価額の決定及び課税台帳の縦覧に関すること。
- ⑥ 固定資産、固定資産税、都市計画税及び特別土地保有税の統計及び報告に関すること。
- ⑦ 国有資産等所在市町村交付金に関すること。

- ⑧ 固定資産税、都市計画税及び特別土地保有税の減免及び非課税に関すること。
- ⑨ 固定資産税及び都市計画税の公示送達に関すること。
- ⑩ 固定資産税等の諸証明の作成に関すること。

収納課

管理係

- ① 市税等の消込み等収納管理に関すること。
- ② 市税等の納税奨励及び督促に関すること。
- ③ 市税等の口座振替に関すること。
- ④ 市税等の徴収簿の管理に関すること。
- ⑤ 市税等の過誤納金に関すること。
- ⑥ 課内の庶務及び調整に関すること。

滞納整理係

- ① 市税等の徴収、滞納処分、滞納処分の停止及び欠損処分に関すること。
- ② 市税等の延滞金の徴収、滞納処分及び滞納処分の停止に関すること。
- ③ 市税等の徴収の囑託及び受託に関すること。
- ④ 他課等から移管を受けた債権の徴収、滞納処分及び滞納処分の停止に関すること。
- ⑤ 市の債権の総括管理に関すること。

以 上

9月・10月・11月新着図書・資料の紹介

○ 新着図書 . . . 新規購入なし

○ 資 料

地方議会人	9月号・10月号・11月号	中央文化社
ガバナンス	9月号・10月号・11月号	ぎょうせい
自治実務セミナー	10月号・11月号・12月号	第一法規

くにたち市議会

令和7年 9月

令和7年 10月

令和7年 11月

No.458

発行 国立市議会事務局